

森林整備工事に係る入札参加者選定要綱の運用

第1 入札参加資格（第2条の1号）

物品関係入札参加資格者名簿の小分類希望業種の登録順位は、入札参加者選定において考慮しないものとする。

第2 履行能力（第2条の2号）

- 1 現場技術者は、35,000千円以上の森林整備工事（以下「工事」という。）において、重複配置することができないため、既に配置された現場技術者数を把握して入札参加者を選定すること。
- 2 現場技術者の資格については、他府県等で取得した同等の資格を認めるものとする。
- 3 指名回数及び受注回数が少ないものを優先的に選定するものとする。
- 4 重大な労働災害とは、休業日数が4日以上の労働災害をいう。

附 則

この運用は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この運用は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この運用は、平成28年6月1日から施行する。